

第76回 北海道道州制特別区域提案検討委員会 次第

日時 令和5年(2023年)1月26日(木)13:30～

場所 北海道立道民活動センター(かでの2.7)1070会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

(1) 道民アイデアの第1次整理について
道内河川及び河口等でのさけ・ます釣り(遊漁)の規制緩和

(2) その他

4 閉 会

【配付資料】

資料1 道民アイデア整理表「道内河川及び河口等でのさけ・ます釣り(遊漁)の規制緩和」

参考資料1-1 北海道におけるサケ科魚類

参考資料1-2 秋サケの来遊数及び稚魚放流数の推移

参考資料1-3 遊漁に関するルール

参考資料1-4 関係法令(抜粋)

第76回 北海道道州制特別区域提案検討委員会 出席者名簿

【委員】

（敬称略・五十音順）

氏 名	現 職	備 考
おお た あき こ 太 田 明 子	太田明子ビジネス工房代表	会長
おお はら まさ あき 大 原 昌 明	北星学園大学経済学部教授	副会長
つち だ よし き 土 田 好 起	斜里建設工業株式会社代表取締役社長 株式会社知床エゾシカファーム代表取締役会長	(欠席)
つつみ えつ こ 堤 悦 子	北海商科大学商学部教授	
てら した ま り 寺 下 麻 理	一般社団法人北海道総合研究調査会医療介護研究部次長	
やま した りゆう いち 山 下 竜 一	北海道大学大学院法学研究科教授	
わ だ まさ あき 和 田 雅 昭	公立はこだて未来大学システム情報科学部教授	(WEB)

【関係部説明員】

氏 名	役 職
岡 村 淳 一	水産林務部水産局漁業管理課課長補佐（遊漁内水面）

【事務局】

氏 名	役 職
清 水 目 剛	総合政策部地域行政局長
木 下 広	総合政策部地域行政局行政連携課長
永 井 宏 佳	総合政策部地域行政局行政連携課課長補佐
西 川 亜 衣	総合政策部地域行政局行政連携課分権係長
中 田 哲 吉	総合政策部地域行政局行政連携課主任
亀 田 拓 也	総合政策部地域行政局行政連携課主任

道民アイデア整理表

アイデア名	道内河川及び河口等でのさけ・ます釣り（遊漁）の規制緩和
<p>【アイデアの概要】</p> <p>■ ポイント</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> ライセンス制を導入し、入漁料を徴収のうえ、さけ・ます釣り（遊漁）を許可する </div> <p>■ 内 容</p> <p>○ 道内の河川及び河口でのさけ・ます釣り（遊漁）は、主にしろさけ・さくらますの繁殖保護を図るため、水産資源保護法等により禁止されている。</p> <p>○ 水産資源は減少傾向で漁業を優先し、釣り人を規制する傾向にあるが、ライセンス制を導入し、釣り人から徴収した入漁料の一部を孵化事業に回すことにより、資源回復に繋がるとともに、観光資源としての活用や新たな雇用に繋がり経済効果が期待できる。</p>	
<p>【事実関係の整理】</p> <p>1 現 状</p> <p>(1) 遊 漁</p> <p>遊漁とは、営利を目的としないで、水産動植物を採捕する行為のうち、試験研究等を除いたもの。</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph LR A[海・河川・湖沼の利用] --> B[水産動植物の採捕] A --> C[親水性レクリエーション (遊漁を除く)] B --> D[営利] B --> E[非営利] D --> F[漁業] E --> G[遊漁] E --> H[試験研究等] </pre> </div> <p><北海道水産林務部「フィッシングルール2022」引用></p> <p>(2) 北海道におけるサケ科魚類の状況</p> <p>ア 北海道におけるサケ科魚類（参考資料1-1）</p> <p>北海道漁業調整規則では、さけ、さくらます、からふとます、べにます、ぎんます、ますのすけの6種類を「さけ・ます」という。</p> <p>イ 秋サケの来遊数及び稚魚放流数の推移（参考資料1-2）</p> <p>近年、放流数はほぼ一定であるが、来遊数は年々減少している。</p> <p>(3) 遊漁に関するルール（参考資料1-3）</p> <p>ア さけ・ますは、漁業資源としての重要性から、釣り（遊漁）等に関して様々な規制があり、<u>内水面（河川や湖沼等）での採捕は全面的に禁止</u>されている。</p> <p>➤ 内水面においては、^{さくか}湖河魚類のうちさけを採捕してはならない。（水産資源保護法第28条）</p> <p>[例外]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業の免許を受けた者又は農林水産大臣若しくは都道府県知事の許可を受けた者が採捕する場合 	

- 何人も、さけ・ますを内水面で採捕してはならない。(北海道漁業調整規則第38条第2項)
- 何人も、内水面において、さけ・ますの産んだ卵を採捕してはならない。

(北海道漁業調整規則第39条5項)

[例外 (知事の許可)]

- ・試験研究、教育実習、増養殖用の種苗の供給
- ・内水面における伝統的な儀式若しくは漁法の伝承及び保存並びにこれらに関する知識の普及啓発

イ さけ・ますの増殖を行う河川等 (以下「特に重要な河川等」という。) の河口付近において、産卵のため遡上する時期の採捕を禁止している。

- 何人も、海面のうち、(参考資料1-4の) 別表第4の左欄に掲げる河川の河口付近及び湖沼の湖沼口付近であって、決められた区域において、決められた期間中、さけ・ますを採捕してはならない。(北海道漁業調整規則第42条)
- 上記のほか、海区漁業調整委員会指示により、採捕が禁止されている区域及び期間がある。

2 状況等

- 遊漁者によるさけ・ます釣りは、特に重要な河川等の河口付近を除いた多くの河川の河口付近で釣りを行うことは可能となっている。
- 河川でのライセンス制については、市町村など関係機関の要望により、忠類川と浜益川で釣り資源や環境教育の場として、河川内でのさけ・ますを活用する可能性を調査することを目的に、道の特別採捕許可により実施している。
- 海面においても、漁業者と遊漁者との事故・トラブルの防止や漁業者がつくり育てている資源の節度ある遊漁利用の実現を目的として海区漁業調整委員会指示による「船釣りライセンス制」が行われている。(網走、後志、檜山、胆振海域)

【一次整理の対応方向 (案)】

	分野別審議	○	一旦検討終了
--	-------	---	--------

<理由>

さけ・ます釣り (遊漁) については、さけ・ますの漁業資源としての重要性和資源保護、培養の観点から、内水面での採捕は全面的に禁止されており、水産資源の持続的な利用を確保し、水面の総合的な利用を図り、漁業生産力を発展させることを目的としている現行制度の趣旨に鑑みるとともに、ライセンス制については、試験研究等の目的で関係者の合意が得られた場合など、現行制度においても対応は可能であることから、一旦検討終了とする。